

## 平成20年度修士論文要旨 (経済学専攻)

氏名	学位論文題目	審査委員 ○は指導教員
青山 佳樹	介護保険財政の研究 —滋賀県下・市町村介護保険財政の比較分析を中心に—	○北村 裕明 吉川 英治 只友 景士
岩井 大尚	医療費抑制のための医薬分業の役割	○河相 俊之 近藤 學 小倉 明浩
大浜 千尋	幸福の規範理論の確立に向けて	○柴山 桂太 鈴木 正仁 黒石 晋
九反田浩士	現代所得税制と給与所得控除	○北村 裕明 添田 八郎 只友 景士
吳 熙	化粧品産業に関する経済分析と需要予想 —中国の事例研究—	○小田野純丸 小倉 明浩 鈴木 康夫
蔡 壽	中国における所得格差の研究	○福田 敏浩 小倉 明浩 鈴木 康夫
佐伯 藍	所得税改革と子育て支援税制	○北村 裕明 添田 八郎 只友 景士
余 邵竹	経済発展と観光需要動向に関する経済分析 —中国の事例研究—	○小田野純丸 小倉 明浩 鈴木 康夫

- 徐 慧 長江デルタにおける環境保護政策と  
外資企業の対応 ○小倉 明浩  
河相 俊之  
金 秉基
- 藍 孝武 現代中国における賃金格差  
—山東省を実例として— ○荒井 壽夫  
小倉 明浩  
山田 和代
- 李 穎 中国の住宅事情 ○小倉 明浩  
河相 俊之  
金 秉基
- 若林 邦久 法人税制と租税特別措置 ○北村 裕明  
添田 八郎  
只友 景士
- 和田 志穂 女性のワークスタイルと男女平等のあり方  
—年金分割問題との関連から— ○大和田敢太  
添田 八郎  
能登真規子
- 植西 明子 子どもの虐待における「世代間連鎖」を  
断ち切る方法に関する研究 ○鈴木 正仁  
永田えり子  
黒石 晋

## 介護保険財政の研究 —滋賀県下・市町村介護保険財政の比較分析を中心に—

経済学専攻 青山 佳樹

我が国の平均寿命は、公衆衛生水準の向上、医療提供体制の充実等によって飛躍的に伸びている。よって高齢化が進展し、家族への負担の集中など高齢者介護が社会問題化する中で、介護保険制度は、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして平成12(2000)年4月にスタートした。それから6年間で介護保険給付費は、平成12年度に3.2兆円から平成18年度には6.3兆円とほぼ2倍の増加となった。こうした現状において「制度の持続可能性」を確保していくために、「介護保険法等の一部を改正する法律案」が平成18年4月から施行された。こうした介護保険財政の状況について、先行研究の分析は都道府県単位に集約されたデータを用いて行われており、市町村単位の保険者データに基づく分析はきわめて少ない。そこで本研究は、介護保険財政に関する実証的研究であるがその際以下の2つの点に焦点を絞って分析を行う。第1の課題として、平成18年度の介護保険制度改革前後の第2期と第3期において介護保険の第1号被保険者に占める要介護認定者の比率や介護サービス受給費などが、全国と滋賀県でどのような変化が見られたのかについて明確にする。第2の課題は、介護保険財政を滋賀県の市町村レベルで比較分析することである。その理由として市町村での比較は少なく、そうした現状に対して新しい研究を付け加えることになる。また介護保険の保険者は市町村を単位としており、各市町村の保険料の格差がどのような要因によって影響を受けるのかについて明らかにする。

まず第1の課題では、介護保険制度は平成18年に改正がおこなわれ、特徴としては3点ある。それは「予防重視型システム」への転換と「要支援1・2」の創設、施設における居住費・食費を利用者負担とし介護療養型病床の再編成の実施、「地域密着型サービス」の創設であった。この改正により居宅介護サービスは、

認定率の見直しと介護報酬の減額による効果によって受給者は一時的に減少した。また施設介護サービスは、平成17年度のホテル・コストを利用者負担することで全体の給付費を抑制し、翌年の地域介護サービスの創設により施設待機者の受け皿を作ったといえる改正であった。だが、平成19年度には第1号被保険者数、受給者数の増加により介護サービス給付費は増加している。

次に第2の課題では、滋賀県内の第1号被保険者の月額保険料の格差の要因について分析を行った。まず各市町の第3期(平成18年～平成20年)の保険料と、第2期・第3期(平成16年度～平成18年度)の実際の給付額から高齢者一人当たりの給付費を求めて、それらの差額について検討を行った。さらに滋賀県内の第3期介護保険料が最も高い豊郷町と最も低い安土町を比較し、その要因について分析した。その結果より最も第1号被保険者の介護保険料に影響を与えていた要因の1つは、軽度の75歳以上の認定率が高く(低く)、第2の要因として受給者一人当たりの介護老人福祉施設と通所介護の要介護度別利用量が多い(少ない)ことがわかった。その他の要因として考えられたことは、市町別の高齢者の職業別従事者数と介護保険年齢別認定率の影響である。要因の1つとして認定率が高い豊郷町については高齢者の人口に対する就業率が低く、安土町は就業率が高いことが影響していると考えられる。また市町村特有の地域性があり、それらが介護保険財政に影響を与えていることも考えられた。そこで市町村が、各期に作成している「介護保険事業計画・老人保健福祉計画」から介護保険財政に関わる地域性について考察してみると、滋賀県内で最も第1号被保険者の月額介護保険料の低い安土町では、自治会や、婦人会、老人クラブ等の交流が盛んに行われている。また、こうした活動は介護保険制度が導入される以前から行われており、それが地域内での支えあいとなりそれぞれの役割として意識的に行われていることが、介護保険を利用する前の要介護認定申請者を少なくしていると考えられる。その結果、第1号被保険者の月額保険料が県内で最も安い状況を作り出している要因の1つとも考えられた。

今後さらに高齢化が進むにつれ、介護給付費の増加は避けて通れない現状にある。それに伴って介護保険が保険である以上、保険料を引き上げざるを得な

いであろう。しかし、住民に最も近い存在である市町村が保険者であることから、それぞれの地域性については把握されているはずである。同一県内において、なぜ保険料にこれほどの格差ができるのかについて何が違うのかを検討しようとしないのかが問題ではないだろうか。安土町のボランティア活動や、小地域サロン活動など住民の主体的な活動から学ぶべきことは多い。保険者である市町村は、積極的な自治活動の形成と住民の自主的な参加、高齢者の介護保険に対する意識の改革を今後どのようにしていくのかが課題であると思われる。

## 医療費抑制のための医薬分業の役割

経済学専攻 岩井 大尚

社会が複雑化する現代において、医療を取り巻く経済的環境も複雑化しつつある。そういった現状の中、医療の問題について経済学的観点から分析し、論じていくことは今後ますます重要になると思われる。そこで、筆者は医療費にまつわる問題について特に取り上げ、それについて言及した。

まずは、その問題を考察するための前提として、国民医療費の推移を認識する。平成の時代に入って以降、急激なスピードで増加した老人医療費の影響により、国民医療費の総額は今や33兆円にものぼる。そういった背景から、医療費の高騰の要因として、少子高齢化社会による影響が考えられるが、これは多くの人が認識している事実であり、この要因に関しては経済学的に分析する種類のものではない。注目すべきは、近年の老人医療費の増加率と国民医療費の増加率に、若干相関しない部分が見受けられる点である。そこで、高齢化とは別の要因として、ここではその一つとして考えられる「医療需要の誘発」を特に重点的に取り上げる。「誘発」とは具体的には「なぜレントゲンを取らされたのか」など医療機関で診察を受けた後に感じる疑問を考察することである。本稿

では、いくつかのモデルを用い、その誘発が存在する根拠について分析した。そこで、判ったことは、医師の利益追求を目的とする自由意思により、必然的に医療の誘発が起こるということである。

また、その「医療需要の誘発」に関して言及する前に、既存の経済的な枠組みでは説明できない特殊な市場を構成している「医療サービス」とは、どのような性格を持つものであるのかを、ひとつのモデルを紹介した。「医療サービス」の特殊性を説明する理由は、「誘発」の分析に用いるモデルが、なぜ一般的な経済分析に用いるモデルとは異なる条件を組み込み適用しなければならないかについて、その根拠を説明するためである。

こうして、医療費高騰の要因等を分析した後に、医薬の分業が日ごろの医療の諸問題を解決するためには、どのような解決策が考えられるのかについて言及していく。現在の日本においてこの医療費高騰を抑制するために、実際に行われているのが「薬価差益の縮小」や「医薬の分業」、「ジェネリック医薬品の普及推進」である。本来、医薬分業には、医師と薬剤師の職能を独立させ、それぞれを最大限に發揮することにより、患者に提供する医療の質を向上させるという名目で導入が進められている。ここでは、この施策について、医療の質改善という観点とは別の、医療費抑制のためにどのような効果を有しているのかについて考察した。

結果として、上にあげた3つの施策の医療費抑制効果は関連性の無いものではなく、すべて「医薬分業の推進」に関わることがわかった。具体的には、薬価差益によって利益を得ようとする医師による医療誘発に対して、医薬分業制度は、抑制的に働く制度であり、それが、結果として医療費抑制に貢献するということである。さらに、医薬分業が効果を有する理由は、医療費の約3割を占める薬剤費の抑制のために注目されているジェネリック医薬品の推進に、貢献する制度であるためである。ところが、医薬分業を手放しに評価するには問題を有するという意見も存在する。しかしそれは、医薬分業の推進のための初期費用が大きいためである。この初期費用は、医薬分業が浸透する過渡期である現在においては大きな問題であるが、長期的な視点で考えると、医薬分業が社

会に浸透し、医療従事者のみならず患者の意識変化がおこった後は、医療費の抑制に大きな効果を与えるものであると考えることができる。

医療費高騰は、医療技術の進歩に伴う技術料の上昇により、ある程度は防ぎようのない側面がある。しかし、その年々増え続ける医療費にさらに拍車をかけるような医療誘発を、医薬の分業によって防ぐことによって、増加率を少しでも抑えていくことが重要であると筆者は考える。そして、このような対策を考える以前に、経済学的アプローチにより、医療を考察するというテーマは、今後、より活発に議論されるべきであると感じる。本稿は、これまでに様々な場所で、別々に論じられてきた医療経済に関する分析を、「医療費の抑制」という一つのテーマを考える上で、どのように関わってくるのか、「医薬分業は有用な施策である」という結論のもとに、ひとつの繋がりを示したものである。

## 幸福の規範理論の確立に向けて

経済学専攻 大浜 千尋

本論分は近年進みつつある「幸福研究」において、既存の研究の中で見過ごされている「規範」というものに注目し、それを用いて、より「幸福」というものの姿を浮き彫りにし、社会や人間にとって、そして幸福にとっての「規範」の重要性を再認識するものである。基本的には人々の幸福感や満足感の測定にはアンケートによる主観的幸福感が用いられている。これは最近の出来事での快と不快の報告と、おもに10段階評価による自身の生活の満足度を評価してもらうというものである。

第1章の経済関係と幸福感の関係では、国民一人当たり平均所得と幸福感の平均にある程度の相関があり、所得の大きい国ほど満足感を高く表明する傾向にあることが分かっている。しかし一方で、平均所得が低いラテンアメリカ諸国が上位グループである欧米勢に並ぶ満足感を表明し、また上位グループでも

フランス・日本など所得が多くても満足感は平均に留まる結果になるなど、必ずしもそうとは言えない。所得が必ずしも幸福感を満足させないという結果はイースタリンの逆説や筒井義郎氏の研究からも得られている。第1章2節では失業と幸福関連についてみたもので、明らかに幸福感にとってマイナスであることが分かった。これは収入を失うことによるダメージの他に、社会的な不名誉や仕事から与えられる自律感とやりがいの喪失などの心理的なものによるものである。第1章3節では政治経済と幸福の研究である。トルヒヨ大統領暗殺後のドミニカ共和国や中東戦争中のイスラエルなどでは幸福感の明らかな低下が見られており、政治的緊張は幸福にとって負の要素である。またはつきりしない点もあるが民主主義やそれに付随する各種自由が満たされると幸福感が高いようである。

これら既存研究の問題点としては文化的差異や世代による差が考えられるほか、格差も重要となる。人は過去や他者との比較で幸福を測定する為、格差がひどいと幸福感を低く表明するだろうし、また一方で高所得者はより高い幸福感を表明する可能性もあるからである。経済と幸福との研究は実証的であるが表層に留まっている。

第2章では人間関係と幸福に関する研究を考察する。家族は幸福感にとって非常に重要なものであり、特に配偶者の影響力が強い。良い結婚をした場合は人生最大の正感情を引き出し、ストレス軽減にも大きな力を持つ。既婚者の精神障害者を1とした場合、結婚未経験男性で3.13、離婚男性では5.09という比率になるなど、特に男性に影響が強い。また、家族外の親族も強い影響を持つ。友人は血縁関係について幸福感への影響が強く、青年期や老人期では特に重要である。余暇を共に楽しむことや、困難に対しての協力や社会的支持が満足の源泉である。また、友人は家族についてストレス軽減に強い力を持つ。職場関係では職務への満足感と人間関係のよさに関係があり、人望の高さと高い相関を示す。部下や上司、同僚との協働や支持によって満足感の増幅やストレス軽減が図られる一方で外圧や競争によるストレスの原因ともなる。

隣人は幸福にとって瑣末なものだが、コミュニティの社会統合度合いと精神

疾患の関係から、間接的に幸福と係わりが有る可能性がある。

人間関係と幸福感については欧米の研究が主なものであり、社会による家族関係の違いや単身者の増加、ネット上のコミュニティなどの人間関係の変化に対応しきれていない部分があり、これも分析が表層的な部分に留まっている可能性がある。

第3章では1章及び2章の外在的要因ではなく、「規範」や「道徳」という内在的要因に目を向けていくものである。その為にデュルケーム、アダム・スミス、アリストテレスらの規範や道徳に関する思想を考察する。デュルケームは社会を一般状態=正常と異常状態=病理という分け方によって考え、当時の自殺率增加に関して「無規制」という病理状態を見出した。これは産業社会による分業や連帯の病理である。これらの考察から社会秩序や道徳が幸福に重要なものであるとの示唆が得られる。アダム・スミスは人々が利己的存在であっても、他人の境遇や感情に「同感」するものであり、この「同感」より「一般的諸規則」という「規範」が外部に設けられ、それらから是認を得られる事が良い生き方である。また徳や英知による「徳への道」と地位や財産による、「財産への道」の二つの生き方があり、後者のみの希求は「虚栄」であり、両方の道を両立することが理想的であるとしている。アリストテレスによる「幸福」<sup>エウダイモニア</sup>の考え方は理性を能動的に働かせ、「徳」や「善」という行為を「正義」として実際に行なうことが重要であるというものであり、そのために法や政治というものがきちんと有らねばならないというものである。これら3者の考え方を踏まえ、第4章では「規範的幸福」というものを考察していく。自殺率や労働組合組織率、ジニ係数の再分配効果、経済犯罪、政治腐敗率や犯罪率など、デュルケームら3者の考え方から導き出される「規範的幸福」を測定できる要素を考察してみた。

しかし、「規範」の揺らぎや社会の病理は観測できても、実証データが少なく、指標を取り出すのが難しい。また、社会の様々な部分に複雑に関係しながら存在するために、「規範」を単純に定義できないという問題もあり、「規範的幸福」は重要なものではあるが、実体としてあらわすのは難しい結果となり、本論分は「規範的幸福」の概念を提示するに留まっている。とはいえ、幸福の外在的要

因に目を向けがちになっている幸福研究において、内在的要因である「規範的幸福」の概念は取り入れられるべきものである。よって、今後の幸福研究のために「規範的幸福」は深い議論の積み重ねが必要であり、それによって「幸福と規範」の重要性が解明されるよう、今後の研究に期待したい。

## 現代所得税制と給与所得控除

経済学専攻 九反田 浩士

本論文は、所得税法に規定する、給与所得控除に関する研究である。給与所得とは、所得税法28条1項に、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性格を有する給与(以下給与等という。)に係る所得をいう。」と規定されており、給与所得の金額は、所得税法28条2項に、「その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。」と規定されている。給与所得控除の金額は、給与収入の金額に応じて決まる仕組みになっており、所得税法28条3項に規定されている。給与所得控除は、給与収入の増加に伴い金額は増加するが、控除率は遞減する仕組みになっている。わが国所得税の給与所得控除制度は、1913(大正2)年に、主として勤労所得の担税力に配慮するという見地から、10%の勤労所得控除が創設されたのが最初である<sup>1)</sup>。

福田[1985]によれば、シャウプ使節団は当時の勤労所得控除に対して批判的であり、控除を勤労所得の最初の20万円までに対する10%に引き下げる 것을勧告した。しかし、勧告の意図とは正反対に給与所得控除は拡充されていくこととなる。とくに1974(昭和49)年には、給与所得者の税負担を大幅に軽減する狙いで50万円の最低保証が設けられるとともに、控除率が大幅に引き上げられ、さらに頭打ちが撤廃された<sup>2)</sup>。そのような中、給与所得控除についての従来の

1) 藤田[1992]104頁。

2) 藤田[1992]104頁。

理解は、給与所得についての税負担が、源泉徴収制の適用の対象となっていることと相俟ってその所得の把握率(捕捉率)の完全性と、給与所得控除の法構造の現行法上の措定などから、税負担の公平の原則に違反をするものではないかなどとする問題はこれまでにしばしば、議論されてきたところである<sup>3)</sup>。

給与所得控除の意義に関しては、1956(昭和31)年の政府税制調査会の『臨時税制調査会答申』や立法の過程の政府の説明などによると、つまるところ以下の4つに整理してきた。

- (1) 勤務に伴い必要となる経費の概算的な控除であるとする考え方
- (2) 給与所得は、本人の死亡等の場合には直ちにとだえるが、一方資産所得及び事業所得は、資産所得者又は企業主が死亡したとしても、遺族等が引き継ぐことができる性質のものであり、これらの所得に比べて給与所得は特に担税力に乏しいから、これらを調整するためのものであるとする考え方
- (3) 給与所得は、他の所得に比べて相対的により正確に把握されやすいから、これらを相殺するための控除であるとする考え方
- (4) 給与所得については、所得税の源泉徴収が行われるが、その結果、申告納税の場合に比べて平均して約5ヵ月程度早期に納税することとなるから、その間の金利を調整する必要があるとする考え方

また、これらの考え方において、当時の政府税制調査会は、「いずれも一つだけで現行の給与所得控除制度を完全に説明することはできないにしても、それぞれ相当の根拠をもち、これらを統合して現行給与所得控除の趣旨とすることが妥当と思われる。」と説明している。しかし、給与所得控除の意義が①と②または③と④から構成されているものとするなど、その見解は分れていた<sup>4)</sup>。

---

3) 金子[1996]115頁。

給与所得控除に関する先行研究として、新井[1965a]119頁、[1965b]99頁に註記している判例・評釈等、新井[1971]114頁、宮島[1986]167頁、藤田[1992]108頁、北野[1983]253頁など数多く存在する。

4) 杉村・村上・野村[1956]63頁。

「給与所得は、その年内の収入金額から、一中略一控除がいわゆる勤労所得控除として給与所得に対する負担の軽減を意味するものであるか、それとも必要経費として觀念すべきノ

そのような中、1985(昭和60)年3月27日の最高裁判所大法廷判決の趣旨は、先に示した給与所得控除の意義であると指摘されてきたもののうち、(2)の担税力の調整、(3)の捕捉率格差の調整、(4)早期納税に伴う利子相当額の調整、の3つは答申及び立法の経過によっても、それがどの程度のものであるか明らかでないばかりでなく、それは、「所詮、立法政策の問題であって、所得税の性格又は憲法14条1項の規定から何らかの調整を行うことが当然に要求されるものではない。したがって、憲法14条1項の規定の適用上、事業所得に係る必要経費につき実額控除が認められていることとの対比において給与所得に係る必要経費の控除のあり方が均衡のとれたものであるか否かを判断するについては、給与所得控除を専ら給与所得に係る必要経費の控除ととらえて事を論ずるのが相当である。」と判示した<sup>5)</sup>。

つまり、給与所得控除そのものを専ら「給与所得に係る必要経費の控除」とした点で、それまでの給与所得控除の意義とは明らかに異なるものとなった。また、これを契機として、1987(昭和62)年にそれまでの概算控除から実額控除を認める特定支出控除が制定されることとなる。2002(平成14)年の政府税制調査会の答申においては、給与所得控除の意義を勤務に伴う必要経費の概算控除としての性格をより重視することとし、縮減していく方向で検討が行われている。

本論文では、当時の政府税制調査会の答申及び、最高裁判所大法廷判決並びに、最高裁判所大法廷の補足意見を整理検討していくことにより、昨今の税制調査会の答申に示されているように、給与所得控除の意義を必要経費の概算控除として明確化した。その上で第3章では、国税庁の提供する資料「民間給与実態統計調査(平成18年度版)」を用い、必要経費の概算控除として現行の給与所得控除が適正な金額であるかの推計を行った。その結果、現行給与所得控除は、勤務に伴う必要経費の概算控除としてはかなり過大であることが判明した。また、同章第3節において、給与所得控除を変更することにより得られる税収の

---

→ ものであるかは説が分かれている」とされているように、当時、給与所得控除に関する意義に関する学説的見解は分かれていたことが伺える。

5) 金子[1996]119頁参照。

推計を行った。それによれば、現行給与所得控除は約1.75～1.97兆円の税収のイロージョンが生じていることが明らかとなった。第3章の推計の結果、現行の給与所得控除では撤廃されている控除額の頭打ちを再度設けることを提言した。しかしこれによって、高収入を獲得することにより給与獲得のための必要経費を控除できなくなるという疎外感が生じることが予測される。そこで、筆者は有田[2006]の現代所得税制の研究でも明らかなように、申告納税制度へと移行させるべく、900万円超の所得者は、自らが記帳習慣を徹底することにより、還付申告という一種のインセンティブを与えることが必要であると提言した。これは、高所得者層には、あえて定率控除を撤廃し4%の場合は36万円、7%の場合は、63万円の定額控除を導入することにより、現行の制度と比較するとかなり少額となるものの、自らが勤務に伴う必要経費であることを証明すると同時に、認められる額については還付申告を行うことで、税金の還付を受けることができるようとするというものである。

本論文において筆者が提唱した給与所得控除改革を導入する場合、大部分の給与所得者はかなりの負担増となり、特に老人や子供などの社会的弱者を抱える家庭ではかなりの負担が予測される。そこで、税制調査会[2003]は、給与所得控除を勤務に伴う経費の概算控除として明確化すべきであるとした上で、「負担水準を調整する観点から、基礎控除をはじめ人的控除の水準の引き上げを検討していく必要がある」と述べている<sup>6)</sup>。筆者も税制調査会の意見に同感であり、給与所得控除を適正な値にすることにより得られる税収を基に、他の人的控除の引き上げを行う必要があると考える。具体的には、本論文の推計にあるように、給与所得控除を適正な値にすることにより、少なくとも1.75兆円～1.97兆円の税収増が期待されるのであるからこれを他の人的控除の引き上げや子育て支援に関する税に割り当てることは十分可能である。

このように、現代所得税制における給与所得控除の改革は急務である。この改革を行うにあたり、多くの納税者から不満がもたらされることとなるであろう。しかし、先にも示したように、そもそも現行の給与所得控除はかなり過大

---

6) 税制調査会[2003]6頁。

であり、また、過大であるがゆえに、所得税の大部分の納税者である給与所得者が税に対する無関心を増幅させられているのである。この過大な給与所得控除を見直し適正な金額に近づけるとともに、ある一定の階層では、申告納税に移行させるべく、改革を行うことが急務であると考える。それによりもたらされる財源を、今後必要とされる層の実額給付や、諸控除の手当を同時にを行うことが、基幹税としての所得税である所得の再分配効果を高めることになると考へる。そのためには、納税者の理解がもっとも大切である。

また政府税制調査会[2000]において示されているように、就業形態は多様化している。そのような中、筆者の提唱する給与所得控除の改革を行う場合、現行所得税法57条の2に規定する特定支出控除が、高所得者ばかりでなく他の所得階層からも適用する人が増えることが予測される<sup>7)</sup>。そのため、給与所得控除を改革すると同時に、特定支出控除の適用範囲についても同時に検討を行う必要がある。

---

7) 特定支出控除(所得税法57条の2、所令167の3～167の5「給与所得者が特定支出をした場合、その年の特定支出の合計額が給与所得控除額を超えるときは、その超える金額を給与所得控除後の金額から差し引くことができる制度があります。これを特定支出控除といいます。」つまり、現行の給与所得控除が過大であるがゆえに、給与所得控除額を超え特定支出控除を適用する人が少ないとも考えられる。そのため、筆者の提唱する給与所得控除に縮減した場合、特定支出の合計金額が給与所得控除の額を超える可能性が示唆される。

## 化粧品産業に関する経済分析と需要予想 —中国の事例研究—

経済学専攻 吴 熙

**問題意識** 現在、化粧品の需要層は若年層から高齢者まで幅広く認められている。今日では、多くの高校生が化粧するのは当たり前の現象が生まれている。最近は、中学生・小学生でも化粧品を購入する時代とも言われている。これは、美の追求が若年層に浸透しているからと言える。また、高齢化社会を迎えた現在、高齢者はとても元気であり、化粧品人口の上限を60歳までと考えるのは時代錯誤とも言われており、60代・70代の女性にも化粧品のヘビーユーザーは大勢いて、化粧品専門店の高額愛用者は、たいていこの年代層である。女性が化粧品を使わなくなるのは「美しさを諦めたとき」と考えられる。美しさに対する女性の飽くなき欲求がある限り、エイジング化粧品であってもますます売れ続けるであろうと予想される。

中国の経済発展を簡単に見てみると、1978年をきっかけにして、改革開放の道を歩み続けてきている。わずか30年間で経済の急成長を成し遂げたことが注目されている。現在・中国は「西部大開発」や「東北旧工業区振興」に力を入れ、西部と東北の経済発展に拍車をかけている。経済の高速成長に伴って、中国化粧品市場は力強い成長を続けていることが知られている。世界の大手化粧品企業はほとんど中国に進出し、プレステージ市場からミドル・マス市場まで複数のブランドを展開している。各化粧品グループの間のブランド競争がますます激化しつつあることが観察されている。まず化粧品産業に関する分析を通じて、化粧品は中国で贅沢品であるかどうかについて統計的に検証したい。そして、中国経済水準が全体的に上向く中で、中国市場の最大の懸念は、消費者間の大きな所得格差の問題である。この特徴に対して、贅沢品としての化粧品の需要を予想し、化粧品産業はどう発展するかについて検討する試みを展開した。こ

れが本研究の目的である。

**論文構成** 本論は4章から構成されている。第一章では経済発展と消費行動を説明する。まず消費行動に関する経済的アプローチを説明する。次いで経済構造における化粧品産業について述べる。中国経済の発展の軌跡を概説してから、その発展の下で、化粧品が贅沢品として受け入れられてきたかという仮説についてモデルを作り、検証する。それを更に深く理解するために日本経済における化粧品に関する支出パターンについて分析する。

第二章では日中化粧品産業に関する現状を分析する。まず化粧品についての定義と中国業界概要を説明し、日本と中国の化粧品産業に関する現状について詳細に検討する。

第三章では日中化粧品市場の構成について説明をする。まず、日本の化粧品市場構成と消費者分析を行う。それから、アンケートデータを使って回帰分析をして、中国の化粧品市場構成と消費者分析を展開する。分析結果により、中国化粧品産業の需要についての展開可能性を論じる。

第四章では中国における国産化粧品産業が直面する危機を分析する。まず資生堂を成功例として理解し、一般的な外来化粧品産業の成功について説明する。次に、奥尼を失敗例として取り上げ、中国における化粧品市場の多様性と無秩序な競争について説明する。それから、SK-IIを例として、化粧品の安全性を説明する。最後に、内需拡大と国産化粧品の方途について分析する。

**結論** 内需拡大は中国の化粧品産業の重要な課題である。人口構造と地方格差は中国の特徴である、そして、中国市場では依然として化粧品は贅沢品であるため、中国化粧品産業は、地方の格差と消費層の需要という要因を考慮すると、中国市場でかなり展開できる可能性が認められる。これは、中国の化粧品産業の好機になるかもしれない。消費者の中での世代差は著しく、若年層は中高年層に比べ、教育水準、収入、情報獲得及び処理能力において優位にあり、消費行動は大きく異なる。中国の発展に従って、中国人の所得はますます多くなると予想される、中国市場は大衆化粧品市場から、中級・高級化粧品市場に転化することが予想できる。そして、老齢社会の到来は化粧品市場を支えてい

た20代、30代といった若い年齢が減少し、その反対に、今まで化粧品に対して関心の低かった老齢層が増加することを意味している。老齢者のためのブランドイメージを高めつつ、美容効果や効能の高い化粧品の市場は大きくなることが見込まれる。化粧品の販促手段や販売方法などにおいても、今までのシニアへの対応とは異なる高度な戦略が必要になろう。

中国市場は所得層別でのマーケティングが必要になると予想される。珠江デルタ、長江デルタと渤海周囲の東部地区は交通が便利で、消費水準が中西部地区より高い。年々所得が向上しているとはいえ、沿海部とかなりの格差のある内陸部で、経済の中心である沿海部と同様のやり方では成功しないのではないか。「中国市场」とひとくくりにするのではなく、「中国沿海部市場」「中国内陸部市場」の2パターンでそれぞれの販売戦略を考えていく必要がある。東部地区では、高級化粧品の売上は中西部地区よりも高いと思われる。現在、高級化粧品市場はほとんどが外国のブランドで占められている。中国の化粧品産業は東部地区を対象に、中級・高級化粧品を開発する戦略が考えられる。一方、外国企業にとって中国で成功することが、今後の企業の成長を支える大きい柱となる。それによって、本当の意味でのグローバル企業になる可能性を持つ。現在、中国市场には、ロレアル、エスティーローダー、資生堂といった世界最大手企業以外にも、多数の欧米、日本企業に加え、それほどみかけない韓国、香港、台湾系の企業も参入し競争を広げている。一方、グローバル経済が一体化する中で、インターネットの普及について、中国消費者も日々情報の中に巻き込まれている。これは中国の化粧品産業にとって、克服しなければならない要因が多数あることを暗示している。

## 中国における所得格差の研究

経済学専攻 蔡 売

現在、所得格差はアメリカ、フランス、日本、韓国などの先進国、中国、ミャンマー、タイ、フィリピンなどの途上国を含め、多くの国で観察された国際的現象となっている。特に中国では、高度成長に伴う所得格差問題が顕著であり、深刻な政治と社会問題として注目されている。したがって、中国の所得格差の問題は21世紀における新たな問題と言え、経済学者、政策策定者、政治家が取り組むべき重要な課題である。

中国の著しい経済成長の「光」に対して、所得分配の悪化は高度成長の「影」として国際社会から熱い視線を集めている。その主な関心は、中国の所得不平等はどれだけ深刻か、所得分配の悪化がなぜ続いているのか、さらに、所得格差はどこまで拡大していくのか、すなわちクズネツック仮説が示すように、所得の増加により格差は改善に向かう可能性があるのか、という点に集中している。これらの疑問に答えるため、これまで多くの学者、多くの研究機関が中国の統計データを用い、不平等を表し、推計を通して研究を進めてきた。分析に際して中国における所得格差に関する統計データを使用する。中国政府公表の統計データは一般に信憑性に問題があると言われる。実際、所得統計の不備、高収入者の所得隠蔽や政府官僚などの問題が存在するため、所得分配の不平等を正確にとらえることは非常に難しい。このような不備をおぎなうために、中・米・英・豪・日の経済学者が国際共同研究組織を結成し、中国社会科学院経済研究所(CASS)を主体とする研究機関において「中国家計調査」と「都市調査」を実施した。本論文では、「中国統計年鑑」、「中国家計調査」、「都市調査」、「中国農村調査」とのデータを使用することで中国の所得格差を推計し、中国における不平等の全体像の解明を試みる。

本論文は四つの章からなっている。第一章では、都市一農村の所得格差につ

いて政府の公表データを用いて説明した。その結果は、中国は1978年に改革開放政策を行った以降、都市一農村における所得格差は拡大する傾向にあったのである。特に、1990年代後半から経済発展の中心が都市部へと変わったので、都市一農村間の所得格差が一層拡大した。

第二章では、農村部の格差について、中国全国の農村部(1978年-2007年)を四つの段階に分け、各段階の特徴を分析した。全ての段階において、競争システムに支配されたため、農村部全体の所得が増加し続いていることがわかった。また、全国を四つの地域グループに分けて分析をも行った。グループ別における農民の所得格差が次第に拡大していることがわかった。

第三章では、都市部の格差について、四つの地域に分けて分析した。経済発展の中心とする東部地域における所得は、中部地域、西部地域及び東北地域より高いことがわかった。

今後の研究課題については最後の第四章の結論部分で触れられている。所得分配の不公平を解決するには、長い期間が必要であるため、極めて難しい課題である。このように、所得分配の不公平問題は、いかに所得の再分配を行うのかにとどまらず、経済、社会、政治のすべての面に関する課題である。また、表面的な所得分配政策のみならず、権利と利益の再編にも関係している。市場経済のもとですべての人々が平等な政治、社会及び経済的な権利を享受できる社会をいかに作るのかは、大きな問題である。更に、都市一農村所得格差が引き続き拡大するかどうかも中国社会において、大きな問題となっているなどのことについては、将来の研究課題としてこれから的研究の中で継続させていきたい。

## 所得税改革と子育て支援税制

経済学専攻 佐伯 藍

本論文は、所得税法第八十四条に関連する研究である。少子・高齢化が急速に進展するわが国において、とりわけ子育て関連の税制上の整備が十分でなく、政策上の対応が必要とされてきた。それは税制調査会のみならず、その後の森信等の研究者からも指摘されてきている。本論文の課題は、税制調査会における平成15年の提言をベースにし、わが国における子育て支援税制を給付つき税額控除を活用して行った場合の意義と実際の推計値について研究することを課題とした。

シミュレーション分析においては、所得控除から税額控除への移行について具体的推計に基づいて検討した。筆者の提案する具体的推計については、森信[2005]、島崎[2005]、呉[2006]の先行研究を受けて、扶養控除の範囲内での組み換えで試算を行う方が、政策的一貫性があると考え、現在の扶養所得控除の枠内である一般の扶養控除と特定扶養控除を廃止し、16歳未満の児童を持つ世帯に税額控除を行った場合、どのような効果を持つのかについて徹底してシミュレーションを行った。その際、16歳未満の扶養親族を持つすべての世帯に対して税額控除を行った場合(提案1)と、森信[2005]と同じように所得制限を設けた場合(提案2)についての試算を行った。シミュレーション分析の結果、所得控除である特定扶養控除を廃止した場合の税収と一般の扶養控除を廃止した場合の税収の合計額として約3,729億円が算出された。この約3,729億円を財源として16歳未満の扶養親族を持つすべての世帯に対して税額控除を行った場合、1人あたり約23,000円の税額控除を行うことが可能となるが、200万円以下の階級にしか負担減とはならず、200万円を超えると負担が増えてしまうことが分かった。つまり、全世帯に所得制限を設けず、税額控除を導入すると低所得者しか負担が軽減されないことになり、税額控除を導入する意義も薄

れてしまうこととなった。

次に、森信同様、所得制限を設けて税額控除を導入した場合、どのような変化があるのかについてみていくこととした。所得制限を設けた場合については、1年を通じて勤務した給与所得者の1人あたりの平均給与額である435万円という金額をもとに行うこととしたが、本論文で用いたデータである平成18年度の『民間給与実態統計調査結果(税務統計から見た民間給与の実態)』に記載されている給与階級は100万円単位であるため、500万円以下の所得階級における扶養親族を持つ世帯を対象として給付つき税額控除の試算を行った。所得制限を設けた場合については、1人あたり約51,000円の税額控除を行うことが可能となり、所得控除を廃止して税額控除を導入することで制限を設けた500万円以下の階級まで負担が軽減されることが分かった。

以上の結果から、所得控除である特定扶養控除と一般の扶養控除を廃止し、その財源で給付つき税額控除への移行を図れば、筆者の主張する「所得税改革と子育て支援税制」において所得の格差に配慮しつつ逆進的効果を防ぐことができ、所得再分配の効果も高まることが分かった。しかし、本論文で提案する改革は、税収中立で現行の人的控除の削減をもって税額控除を行うという制約のもとでのシミュレーションを行ったため、非常に規模の小さい改革であるが、本論文の分析からでも所得控除の逆進性をある程度緩和し、低所得者層により手厚い制度設計とすることが可能となった。

このような税額控除を実行に移す場合には、①この制度が給付としての性格を有するものであることを踏まえる必要があること、②その上で、課税最低限以下の者に対する公的給付の必要性について、社会保障政策の観点から既存の給付や各種の低所得者対策との関係を踏まえて整理が行われる必要があること、③資産保有状況等と関係なくある年の所得水準に基づいて給付することが適切か、財源をいかに確保するか、さらには、給付に当たって適正な支給の方策、とりわけ正確な所得の捕捉方法をどう担保するか等が挙げられ、これらを踏まえて諸外国の実施状況等を参考にしながら、その制度化の可能性や課題について議論が進められていく必要がある。しかし、少子高齢化が進行する今日

において、特に子育て支援に関する税体系の整備は急務となっており、給付つき税額控除の導入意義は大きいといえる。

## 経済発展と観光需要動向に関する経済分析 —中国の事例研究—

経済学専攻 余 邵竹

中国の観光産業は世界の観光産業の進行に比べると非常に遅れている。しかし、21世紀に入り、中国がWTOに参加することに成功したため、経済は驚くべき発展を遂げた。中国人海外旅行者数も猛烈な勢いで急増している。2007年中国人海外旅行者数は4095.4万人で、前年より18.6%増加した。海外観光目的地は134ヶ所に、海外旅行営業権がある旅行会社は800社になった。すなわち、中国はもうすでに観光資源大国から観光大国に発展し、観光産業は国民経済で最も重要な部分になったと言える。世界観光組織は2001年に、次のように述べている：2010年に、中国観光産業の総収入は12,260億元になり、年平均増加率は約10%になり、GDPの7%に相当する。2020年に、中国は世界で最大の観光受け入れ国と四番目の観光顧客市場になる。観光産業の総収入は25,000億元以上になり、年平均増加率は7%になり、GDPのおよそ8%の割合を占める。2010年と2020年の中国人海外旅行者数はそれぞれ10億人と15.6億人に増加し、1995年～2020年の平均増加率が4.1%に達することが出来ると考えられる。

中国人の外国旅行は新市場として世界から注目されている。中国の迅速な経済発展と激しい世界経済の変動により、中国人の外国への旅行動向はどうなるかに関する理論と実証研究は数の上ではまだまだ十分なものとはなっていない。さまざまな角度から、中国人の外国旅行とその具体的な影響要因の厳密な関係について、理論と実証的な検証が必要であることを示唆している。今まで中国の観光に関する研究者たちは、主に国内旅行について、理論と実証から分

析してきた。約10年間の理論と実証研究が蓄積され、収穫や成果は多く、国内観光市場も飽和してきた。しかし、グローバリゼーションの展開が著しい中国観光分野では、国内市场のみを対象に考えるのはもはや相応しいアプローチとは言えなくなってきた。つまり、国際的な視点で観光を追求する必要性が高まっていると言える。中国人海外旅行者は2020年に世界で四番目の観光顧客ベースとして認められると考えられる。その一方で、さまざまな課題を生じると考えられている。そこで、私は、中国における訪日観光需要の一つの市場を選び、それに関する影響要因を見つけ、国内旅行の研究を踏まえ、実証的な検証を行いたいと思う。

本論は、中国における訪日観光需要の市場を研究対象にし、所得と渡航費と為替レート、三つの要因を取り上げ詳細に追求することに主眼を置いている。これらの要因が訪日観光にどれだけの影響力を有するものかについて、相関関係と多重回帰分析を行うものである。本論は、まず訪日中国人観光客の変動とそれに関する原因を検証し、主要な要因を明らかにすることから始められる。その一次的結論は、1980年代から、訪日観光の所得弾力性が1より大きくなつたことである。所得から大きな影響を与えられるようになったことを意味する。そのうえ、1980年をターニングポイントとして、チャウ・テストを行った二次的結論により、1980年を構造変化の基点として考えることが可能になる。加えて、実質為替レートを用いて、モデルを検証した結果、訪日中国人観光客と実質為替レートとは負の関係があることが示唆されたが、所得効果に上まわられ、影響力はまだ小さく、弾力性は0.446しかない。なお、都市部所得モデルを用いて訪日観光客を検証したが、そこからは仮説と合致しない結果を得た。原因是、各都市のGDPデフレータと各都市から訪日する観光客のデータを使っておらず、データが不完全であったためと考えられる。

各章の主な内容を要約すると以下の通りである。本論は、中国における訪日観光需要と主要な要因を明らかにすることから始められる。第2章では、中国における訪日観光需要の所得に対する弾力性は、1より大きく、奢侈品である仮説を立てる。そして、渡航費が日本の観光需要に対し、負の関係があると考

えられるが、影響力は小さい。さらに、円対元の為替レートは理論的に観光需要と負の関係があると推測されることを論ずる。

第3章ではまず、所得弾力について検証し、1968年以降、1978年以降、1980年以降、1987年以降、1990年以降、1998年以降のデータでそれぞれ推定分析を行い、1980年から所得弾力性は1を超えることが分かった。これらの結果を前提に、チャウ・テストを行い、1980年に構造変化が発生したことを発見した。加えて、実質為替レート分析により、為替レートの影響をさぐった。後半で都市部の所得弾力性を取り上げ検証した。

上記の検証を解釈するのが次の第4章である。第3章の結論を踏まえ、第4章では各年以降のデータ分析について整理を試みた。実証分析の結果から言えば、中国における訪日観光需要は明らかに奢侈品である。所得効果は価格効果を上回るため、渡航費と為替レートの影響はまだ小さいことを証明した。

対外関係について、数値データとして把握が難しく、誤差があまり大きいので、本論の付録で分析の過程を記録することにする。

今後の研究課題については最後の第5章の結論部分で触れられている。中国における訪日観光市場の展開は急速に進んでいる。そこで、日本の異文化、日本の安全問題などについては将来の研究課題としてこれからの中継続させていきたい。

## 長江デルタにおける環境保護政策と外資企業の対応

経済学専攻 徐 慧

**本論文の問題意識** 中国の対外開放政策は大量の外資企業の進出を招き、経済は急激に発展した。長江デルタは地理的な優位性のため、外資企業の密集した地域の一つである。長江デルタは経済の発展に伴って、環境問題も生み出した。現在の長江デルタでは環境保護政策を実施するとともに、強化しつつある。

そして外資企業に対する環境保護要求を強化した。環境政策は外資企業にとって、競争優位性を発揮することができるだろうか。

**本論文の目的** 本論文においては長江デルタの環境政策を分析することであり、高く評価された外資企業や経済開発区の環境保護への取組みのケーススタディを中心にまとめ、変化する環境政策を活用した外資企業のビジネスチャンスに繋がる展望を明らかにする。

**本論文の構成** 本論文は五つの部分に分けて論じている。第一章では、外資の導入に伴う長江デルタの産業構造の変化について論じる。生産、輸出、対外貿易の三つの側面から、外資企業が産業の高度化に果たした役割を明らかにする。

第二章では、長江デルタが産業を推進する中で悪化する環境問題への環境法律、規制の強化を説明すると同時に、経済開発・環境政策の変化と外資政策に込められた意図を検討する。

第三章では、長江デルタにおける環境政策動向と外資企業の取組みを把握するために主要経済開発区における環境対応の取組みのモデルケースと長江デルタに進出している大手外資企業各社が発刊したCSR報告書により、環境保護への取組みをまとめる。

第四章では、長江デルタにおける環境市場の発展を説明することにより環境産業発展のために財政、税制などの面での優遇政策の導入は外資企業にとってビジネスチャンス拡大に繋がるかについて検討する。

第五章では、NPO活動による啓蒙活動、投資家へのアピール、技術導入と知的財産権保護などの面に向けた提言を行うこととする。

**本論文の結論** 外資企業の優遇政策が相次いで変更される一方で中国では環境・エネルギー問題を重点課題と位置付け、環境保護型企業には優遇税制の適用など、環境保護には全面的に取組む意向を示している。中国における環境関連産業市場は拡大の一途にあり中国国内においては外資企業が優位性を持つ省エネルギーや低汚染の技術力や経験を必要としている。環境関連産業以外にも、省エネルギー製品の開発や作業効率化、従業員指導ノウハウのニーズも必要で

ある。

今後、外資企業には打ち出された中国の環境政策を十分に踏まえ、技術面での優位性を活かした事業戦略を構築することが求められる。特に、長江デルタは最も深刻とされている汚水問題についての対応で培われた汚水処理、環境測量装置、リサイクルなど技術面は優位性を発揮できる分野であり、新しい企業所得税法下でも優遇措置を享受できることが期待される。高度な技術やノウハウを中国に持ち込んで事業を開拓する場合、知的財産権の保護が不可欠であるが、中国の体制は十分とはいえない。企業自身の対策を強化して、政府に取り締まりの強化を働きかけるとともに、知的財産権の保護が企業の将来的な利益につながる点を強調した啓蒙活動に取り組むことが望まれる。市民団体の活動により、一般消費者に対し環境の汚染源となる企業を特定、公布することにより、商品選択の目安にする等、消費者の意識向上が期待できる。政府機関による管理、監督とともに積極的な情報公開が求められるが、更にNPOやボランティアとのタイアップにより、「草の根」的な意識の普及が必要である。

## 現代中国における賃金格差 —山東省を実例として—

経済学専攻 藍 孝武

**研究背景** 20世紀70年代末に中国は改革開放政策を実施して以来、都市化の拡大とそれに伴う大量な農村余剰労働力の都市部へ移動が生じた。この期間中国の所得格差はますます拡大している。世界銀行の統計によると、ジニ係数で計算すれば、中国のジニ係数は80年代初期には0.2前後であり、世界でもっとも公平な国の一つであったが、2006年になると、中国のジニ係数は約0.48になり、世界でアメリカを超えて最も大きな所得格差がある国になった。所得格差の形成原因としては第一に、1人当たりの耕地面積が縮小傾向にあり、大規模

経営が見込めないこと等から農業の生産性が向上できないと考えられる。「一国両制」それはすなわち都市部と農村部における二つの制度を指す。都市と農村の間における二元的な経済社会構造と関している。都市部と農村部の格差を招く。中国における農業、農民、農村の三つの問題からなる「三農問題」がある。中国の農業の労働生産性が低い背景の一つとして、戸籍制度の存在が指摘される。中国の戸籍制度によって、[1]自由な移動が制限され、過大な労働力が第一次産業に就労せざるを得ないこと、[2]都市戸籍が取得できない以上、一家を挙げた離村にまでは至らず、都市に単身で出稼ぎせざるを得ないこと。農村世帯の増加。戸籍制度は三農問題をもたらす基本問題である。

第二に、所得格差形成原因として、「先富論」によって、東南沿海部優先発展政策と開放都市政策が実施されてきたことである。鄧小平の「先富論」と「社会主义市場経済」により地域間の発展格差の拡大、具体的には「東南沿海部と中部と西部の格差」が拡大した。沿海部と内陸部の所得格差は、沿海部中心の発展政策、いわゆる「先富論」と関係がある。沿海部では、外資の積極的な導入を通じて急速な工業化を進め、経済を発展させてきた。その結果、内陸部では国有企業が、沿海部と比べて多く残ることとなり、国有企業の生産性は低いことから、経済成長率が低く抑えられている。

**直接の研究動機と論文の目的** 中国の内陸部と沿海地域、農村部と都市部の間の人口移動は、地域格差の縮小を促進すると思われる。中国の地域格差が縮小するがあれば、人口移動がおそらく大きな役割を果たすに違いない。沿海地域の経済は、出稼ぎ労働者によって創出された富を除くと、比喩的に言えば、GNPの規模はおそらくGDPよりも小さくなる。逆に、内陸部は、出稼ぎ労働者による富(沿海からの流入)を加えると、GNPは増える。つまり、中国の地域間所得格差形成の主な原因是賃金収入である。一般的に言えば、所得格差の拡大は主として賃金収入の不平等化、資産運用収入の合法化に由來した。第1に、市場化の進展に伴い人的資本に対する分配率が著しく上昇した。すなわち高学歴者ほど高い給与が与えられている。第2に、非国有部門の成長・拡大は都市部における所得格差の拡大を促した。すなわち非国有部門の賃金水準が相

対的に高くその内部における格差も大きいからである。第3に、企業改革は企業内部の分配メカニズムを変え、従業員間の賃金格差の拡大をもたらした。また、企業改革の過程で弾き出された失業者や一時帰休者の増加も所得格差の拡大に繋がった。私は、中国山東省における企業内の賃金格差及び学歴差別による賃金格差の実態の調査に基づいて、現代中国の賃金格差に関して研究したい。

論文の目的は、中国の所得格差が改革開放以来、益々拡大している事実を考察することである。その原因は単純な経済問題ではなく、政治問題もあるので、その問題もまた格差をもたらす主な原因になる。熊沢誠氏の『格差社会ニッポンで働くということ』という文献によれば、格差社会とはおよそ二つの問題領域がある。それは機会の不平等と結果の不平等であり、結果の不平等をもたらす原因是機会の不平等である。

1978年以後の中国の所得格差のデータによって、所得格差の分析を展開してみよう。具体的には、①中国の所得格差は主に内陸部と沿海地域、農村部と都市部の格差として明らかに確認できる。中国の地域格差が縮小することができれば、労働力人口の移動がおそらく大きな役割を果たすと思われるが、都市部の高学歴者ほど高い給与が従業員間の賃金格差の拡大をもたらした。②学歴が就職時の会社の選択と職種、職務の選択に対するもっとも重要な役割を果たしている。それ故に、所得格差をもたらす要因を確認することができる。しかし、「社会主义市場経済」である中国において現実には、子どもの教育に対して地域格差と戸籍による差別が存在する。ここでは、中国教育の現状のデータを通じて都市部と農村部との教育の格差を導き出すことにしよう。③山東省の企業に関する調査データを分析する。企業内の賃金体系とその構成を明らかにする。企業内部の賃金格差を通じて分析する。最後に、分析の結果を踏まえて、中国賃金格差問題の解決に向けて教育平等化の展望を提示する。

## 論文の構成

### はじめに

**第1章 中国における所得格差の現状** 中国の所得格差では、まず中国国家統計局がSNA体系(国民経済計算体系)に基づく公式の統計として公表している

GDP、国民所得の概念を明確にした後、その生産面、分配面、支出面の三つの側面から明らかにしている。

**第2章 産業別賃金格差と企業形態別及び職種別賃金格差** 中国の地域間所得格差と産業構造では、まず中国各地区の地域経済と経済成長の関係について、歴史的、地理的および政策的背景を論じた上で、1949年以降46年間のGNP、1人当たり所得、貿易総額などの推移を見ることによって、時系列的にその特徴を明確にしている。そして、中国の産業分類の特質について論じた後、産業別労働力構成および産業別所得構成のデータに基づいて、その不平等度、産業別生産性の変化、産業間の所得格差を検証している。さらに、各地区の産業間の賃金格差、労働生産性、「工業化水準指標」(その地域の工業人口比率と全国の工業人口比率との比)の差異、そして「工業化水準指標」と「所得水準指標」の関連性を分析した結果、各地区の産業構造の差異が中国の地域間所得格差に大きな影響を与えていているとしている。

**第3章 中国の教育不平等と所得の分析** 中国の地域間所得格差と教育水準では、まず教育水準と経済発展の関連を「人的資本」論の立場から検討している。そして、中国の教育水準に関して、義務教育の就学率、人口に占める在学者の割合、国民所得に占める公的な教育支出などの教育関連の指標によって、中国の現状を明らかにする。そして、各地区の非識字人口の分布を比較するとともに、その不平等の諸要因について分析した結果、各地区の1人当たり所得と非識字人口との間には明白に負の相関があることを見出している。さらに、中国の教育水準と1人当たり所得の関係、特に高等教育と1人当たり所得の関係を検証した結果から、各地区の教育水準、特に高等教育のレベルが中国の地域間所得格差に大きな影響を与えてているとしている。

**第4章 山東省を実例として現地調査データの分析** 山東省青島市にある紡績会社の雇用・賃金管理のデータを分析の上で、現代中国の賃金格差の形成原因を明らかにする。特に非国有企業は中国の賃金格差に対する影響を分析する。

**終わりに 中国賃金格差問題の解決の展望** 実証分析の結果を踏まえて、結論として中国の地域間所得格差が産業構造、人口、教育水準という基本的な要

因によって制約されている。すなわち、これらの要因に大きく影響されているという仮説が妥当性を持つことを主張している。そして、中国において経済発展が低い段階から高い段階へと発展する過程の中で、所得の格差が拡大傾向に向かっているという分析のうえで、企業改革は企業内部の分配メカニズムを変え、従業員間の賃金格差の拡大をもたらしたという分析によって、中国の教育平等化がさらに問われるべきであることを主張している。そして最後に、今後の課題として、本論文の実証分析は限られた統計データに基づいたものであることから、地域間所得格差のさらなる研究には、より長期的統計データに基づいた、より精緻かつ厳密な分析と議論を展開しなければならないこと述べている。

**本研究の限界と今後の課題** 本研究は本人の知識の不足と能力の不足、必要なデータの不足といった諸要因により、様々の限界を持ち、課題も数多く残している。

## 中国の住宅事情

経済学専攻 李 穎

1. 住宅市場の現状をみると、バブルとみられる条件が揃っている。具体的には、住宅市場投資の伸び率が長期間にわたって固定資産投資の伸び率を上回っていること、消費者の住宅購入価格の年収に対する倍率が国際水準を大きく上回っていること、多くの地域において、住宅売買価格の上昇率と賃貸価格の上昇率の乖離が大きいこと、住宅取引に占める投資目的の割合が高くなっていること、などがあげられる。
2. 中国政府は2005年以降、本格的な住宅投資の抑制に動き出した。中央政府は、住宅ローン金利の引き上げ、住宅売買に関連する課税措置の強化など、一連の政策を相次いで導入した。

3. 住宅投資抑制が本格化した背景には、2003年以降、一部都市における住宅投資の急激な拡大や、住宅市場価格の急上昇などにより、住宅市場バブル発生の懸念が広がったことに加え、銀行の新規融資が不動産関連に集中したため、不良債権が増加する恐れがあること、などがある。
4. 中国における住宅市場バブル発生の背景としては、中央政府のマクロ政策の変化に伴って住宅市場を促進したこと、地方政府が業績目標の達成のために住宅投資を促進したこと、市場参加者(地方政府、住宅開発業者、金融機関、投資家など)が長期的かつ住宅投資本の極大化を追求したこと、などが考えられる。
5. 中央政府による住宅投資抑制策の実施を受け、地方政府も対応策を相次いで導入した。しかし、住宅価格の伸び率に低下傾向がみられるものの、住宅市場開発投資の伸びは依然として高まっている。中央政府と地方政府の利益相反により、中央政府の方針が地方に浸透するのは難しい状況にある。このことは、今後の住宅市場の行方を左右するものと予想される。
6. 上海を始めとする中国の都市部は住宅などの建設が続いている、不動産ブームを起こしている。特に住宅投資は、政府の住宅取得促進政策や所得水準の上昇、住宅ローンの普及を背景に著しい伸びを示して、中国経済のエンジンの役割を担っている。一方で住宅価格の高騰や投機的な取引の増大などバブル的な現象も出始めて、将来に向けた懸念材料ともなっている。
7. 上海の住宅市場では、高価格物件を中心にバブルの兆候が現れている。1万円/m<sup>2</sup>を超える超高級住宅市場では、華僑を中心とする外国人投資家や上海市内外の富裕層による投資需要が増加した結果、住宅価格が高騰する一方で、不動産デベロッパーが高いマージンを確保しやすい高級物件の開発を急ピッチで進めた結果、供給過剰感が出始めている。さらに、高～中価格物件の市場では、旺盛な需要を背景に住宅価格も急ピッチで上昇している。加えて、上海の新規分譲住宅価格は一般市民の収入と比べて高すぎるといった問題も抱えている。近時の新規分譲住宅の平均価格は、上海市民の平均世帯年収の16.5倍に達して、不動産バブル直後の日本の7.9倍と比較しても、世帯

- 収入比でみて相当割高なレベルにある。
8. 今後展望すると、短期的には住宅市場で大規模な調整が起きる可能性は低いとみられる。2010年の上海万博まで高成長が持続することへの期待感、経済成長に伴う所得水準の向上、市民の根強いマイホーム志向などを背景に、住宅需要の堅調な拡大が見込まれるためである。
  9. 住宅バブルを防ぐためには、バブルの芽を早期的に摘み取ることが肝要である。しかし、住宅分野は内需拡大の重要な環節でもあるから、経済成長にブレーキをかけるような規制策は取りにくいのが現実である。中国政府は住宅抑制政策を発表したが、目立った効果は表れていない。過熱を抑制しつつ、住宅市場の安定的拡大を維持することが中国の住宅政策における最大のテーマとなり、政府は迫られることになる。

## 法人税制と租税特別措置

経済学専攻 若林 邦久

本論文は、主として租税特別措置法を中心に規定されている租税特別措置について、その歴史的推移、特徴に関する実証的研究である。租税特別措置は、「公平・中立・簡素」という租税原則に反する例外措置であるとされている。業種・産業間で税負担の不均衡が生じ、大法人の税負担を軽減し、また税制の複雑化をもたらしているといわれている。さらに、その措置が既得権化し、長期に及ぶことも問題であるとされ、税制調査会においてその整理合理化が絶えず呼ばれてきた。その一方、日本経済の復興と発展をもたらした要因の1つであるともいわれている。しかし、このような租税特別措置に焦点をあてた研究はそれほど多くはない。租税特別措置についての先行研究は、いくつか発表されているが、主要なものとしては和田八束による数々の研究がある。特に『租税特別措置 歴史と構造』[1992]は、戦後の日本税制の特徴である租税特別措置

を歴史的にまとめた代表的な文献である。

本論文の課題は、租税特別措置を改めて歴史的に見直し、租税特別措置がどのような変遷をたどり、その現状はどのようにになっているかを明らかにすることである。対象となる時期は、租税特別措置の創設期からであり、和田が分析した以降のデータも扱い、それを基に現在までを詳しく分析している。特に法人税制と租税特別措置の関わりを分析し、企業関係租税特別措置にどのような特徴があるかをみていくものである。また、租税特別措置の中でも、租税優遇措置となっているものに焦点を当てることとする。

本論文の構成は以下の通りである。第1章では、租税特別措置とはどのように定義されてきたか、補助金・政策金融との関係、租税特別措置のメリット・デメリット、政策税制とは何かを述べ、アメリカ等において活用されている租税支出論(Tax Expenditures)についても概観している。

第2章では、特別措置の創設期からシャウプ勧告を経て、積極的に利用された高度経済成長期までを分析している。租税特別措置が、統一ある形で立法化されたのは、昭和13年に制定された「臨時特別措置法」であった。昭和21年に「租税特別措置法」と改称され、昭和32年に全文改正を行い、今日に至っている。シャウプ勧告では租税特別措置を原則として認めていなかったが、シャウプ税制の翌年である昭和26年度から急速に拡大し、31年に臨時税制調査会によって租税特別措置の問題が取り上げられるまで、年々拡大を続けた。これは、シャウプ税制の「修正」として説明されている。

第3章では、法人税法が全文改正された昭和40年から、租税特別措置の整理合理化がなされていった安定成長期、そしてバブル時代までを分析している。昭和39年12月の税制調査会答申では、「3つのテスト」と呼ばれる租税特別措置に関する公式見解を示し、その後の特別措置を検討する際の規準となっている。昭和40年代は、引当金が減収額の試算に含まれなくなったり、基本税率の変更を租税特別措置法で行ったりし、昭和50年代には、財政再建が図られていく中で租税特別措置の整理合理化が進み、その利用が低水準となっていました。昭和60年代には、消費税導入に伴い、抜本的税制改革が行われたが、租税特別措置

の見直しは進まなかった。

第4章では、平成に入りバブル崩壊後から現在における租税特別措置の状況を、税制調査会の答申を追いながらみている。平成8年度には「法人課税小委員会報告」が出され、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる方向で法人課税の見直しが行われている。平成10年度、平成11年度には法人税率の引下げが行われ、基本税率が30%となり、現在まで適用されている。平成10年度は、法人税法、租税特別措置法とも見直しが進み課税ベースの拡大が図られたが、平成11年度は見直しが進まなかった。近年は、租税特別措置の項目数は減少しているものの、平成15年度から研究開発税制を中心に集中・重点的に利用され、その減収額は大きく増加している。

最後に第5章では、第2～4章までの歴史的な流れを踏まえ、全体をみた場合、租税特別措置の特徴的なものを取り上げ分析している。その際、基礎とするデータは、経済産業省産業政策局企業行動課編『産業税制ハンドブック』及び国税庁長官官房企画課編『会社標本調査結果報告(税務統計から見た法人企業の実態)』に掲載されている資料である。企業関係租税特別措置では、特別償却や準備金よりも、免税となる税額控除等の利用が増加し、その大部分を占める試験研究費や情報通信機器等の税額控除制度、貸倒引当金制度は、大法人の利用が多く、利用業種にも大きな偏りが存在し、公平性・中立性を阻害していることが明らかになった。長期にわたり存在している措置も依然として多く、平成19年4月時点で、企業関係租税特別措置61項目中、20年以上のものが33項目にも上る。

法人税減税・消費税増税論議がされている今こそ、抜本的に税制を改革し、課税ベースを広げ、歪みの少ない税制にしていかなければならない。そのためには、租税特別措置の見直しを図り、既得権化しないよう、検証体制を構築していくべきである。今後も「公平・中立・簡素」の租税原則を貫き、租税特別措置の整理・縮小を実施していくべきであると考える。

## 女性のワークスタイルと男女平等のあり方 —年金分割問題との関連から—

経済学専攻 和田 志穂

働くことは生きることであり、ライフスタイルはワークスタイルであると言っても過言ではない。近年は女性の社会進出が進み、男性と同等に働く女性は多い。しかし、未だ女性と男性の間には賃金格差や差別的待遇が確かに存在し、特に高齢者の男女の所得格差は大きな社会問題となっている。本論文では、社会進出を果たした女性だけでなく、これまで社会的評価を受けずにきた専業主婦のアンペイドワークもひとつの働き方として捉え、女性のワークスタイルと年金問題に着目した。

まず第1章では、女性のワークスタイル別に、日本における男女平等の実態の検討を行った。それと同時に、租税法や社会保障法といった各分野の判例や事例を参考に、女性のワークスタイルによって異なる年金との関わり方とその問題点について言及した。その結果、女性のワークスタイルは多様なれど、就業によって所得を稼得している女性もアンペイドワークに従事する女性も共通して、その労働に対する正当な対価が支払われていないことが明らかとなった。正規労働者や低賃金労働者である女性は不平等な労働環境での就労に加えて、仕事と家庭の両立という難題も抱えている。国際社会に後押しされるように日本でも男女格差を是正するための動きが活発となり、以前と比べて改善されつつあるものの、その取組みはあくまで形式的平等にとどまり、眞の平等である「同等価値労働同一賃金原則」には踏み込んでいない。一方、専業主婦等のアンペイドワークも対価をもたらさないために労働とみなされず、「見えない労働」として不当な評価を受けてきた。だが、アンペイドワークには単なる物理的な家事労働だけでなく夫の稼得行為の補助や家庭の円満化などの非経済的役割があり、専業主婦もひとつのワークスタイルだと言える。そのような彼女たちの

労働が正当な理由もなく男性よりも低い評価もしくは無価値とされるのは重大な問題であろう。更には、そのことにより老後の生活費として大きな割合を占める年金に関しても男女間で格差が生じていることに焦点を当て、これを是正するために2007年に導入された離婚時の年金分割制度を取り上げた。これは夫婦の厚生年金記録を分割し、離婚後にはそれぞれの名義で年金を受け取ることができるという仕組みのことである。男女間の所得格差を是正する目的で導入された年金分割制度は、そうした意味を超えてある重要な意義を持つ。それは、夫が受給する厚生年金分のいくらかは妻の潜在的持ち分であると考え、それまで軽視されがちだったアンペイドワークを正当に評価しようという公的な動きの始まりと言えるからだ。第2章から第4章では、年金分割制度が導入されるに至った経緯や背景を把握した上で、その運用の実態や現状分析を行い、年金分割制度が女性のワークスタイルにどのような影響を与えるのか、眞の男女平等とは何なのか、更なる検討を深めた。だが、この年金分割制度においても、年金の保険者区分間や夫婦間に不公平感が生じることや、分割による所得格差是正の有効性に疑問が残ること等、課題が浮き彫りとなった。そこで最終章では、その問題点や課題を解決するための方法を模索し、様々な提案を行うこととした。

ただし、男女平等を実現するために同一価値労働同一賃金原則や年金分割制度などの概念や政策が生まれ、人々の意識・価値観に変化をもたらしたが、それだけではまだ不十分と言える。現行制度であれ、最終章において提案した解決策であれ、根本的に最も必要となるのは、そういう制度や保護に依拠することなく自身の力で自立するという個人の意志である。例え自立のチャンスを与えられたとしても、本人にそれを叶えようとする強い思いがなければ何の意味もない。与えられる保護によって生活を潤そうとも、それは一時的なものであり、自身の力や権利によるものではない。自身が望むワークスタイルの選択に関するあらゆる情報を自らが理解・活用し、己の目の前に広がる多様な選択肢を、個人個人が主体的に選びとらねばならない。そして、現在の日本にはそういう個人の主体的な選択を行うためのサポート体制が不十分であるため、

その制度づくりが急務となる。金銭的な意味合いではなく、精神的な豊かさを伴う生活保障理念の創造やそのための情報公開といった政策の立案、格差などの不均衡を生み出すことのない制度の構築が今後の重要な課題となる。個人のみならず、国、そして企業もライフ・ワークバランスを重視し、多様な働き方を視野に入れ、多様な形の幸福を許容する社会へと変わらねばなるまい。こうした三者一体となった取組みが真の男女平等、のみならず全ての人における平等社会の根幹となるであろう。

## 子どもの虐待における「世代間連鎖」を断ち切る方法に関する研究

経済学専攻 植西 明子

近年子ども虐待について、悲惨なニュースが相次ぎ、虐待問題が大きくクローズアップされ、重大な社会問題として人々に捉えられるようになった。凄惨な事件の報道は、今や毎日のように私たちの目や耳に入ってくる。そのような背景を受けて、さまざまな分野で子どもの虐待に関する研究が進んできた。「子どもの虐待」と一言にいってもその内容は様々である。一般的に虐待の種類は、心理的虐待、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(育児放棄)の四つに分類される。これらは、本来子どもが愛情を受け、安全に守られて成長していくはずの場である家庭の中で多く起こっている。そして、特に家庭が中心となる幼児期にこれらの虐待を受けると、発育不全や解離性障害、対人恐怖症など心身ともに深刻な障害を引き起こす可能性が高く、子どもの人格形成や社会への適応能力に大きな影響を与えることが明らかにされている。

子どもの虐待問題が深刻に伝えられる中で、子どもの虐待防止に関する法律が整えられ、さまざまな取り組みがなされるようになってきた。しかしながら、やはり子どもの虐待事件は後を絶たない。子どもが虐待されるという事件がニュースになるたびに、世間一般とりわけマスコミ報道において、虐待の加害

者である親は「鬼のような冷血な親」、「自分の子どもを愛せないなんておかしい」、「幼い子どもを虐待するなんて人間のすることではない」など、怒りと軽蔑をもって決まり切った「非難のパターン」が繰り返される。

もちろん、虐待という行為は決してしてはならないものであり、加害者は自らの行為を反省し、罪を償わなければならない。しかし彼らを残酷で非常識な人間だと避難することだけでは虐待という問題を解決することはできない。虐待という行為をしてしまった彼らの抱えている問題を明らかにし、それを解きほぐすことによってはじめて、新たな虐待を防ぐ手立てになるといえる。なぜならそこには『虐待の連鎖』という重大な問題が横たわっているからである。これは虐待を受けた子どもが大人なり、親になったとき、自分の子どもに同じように虐待を加えてしまうという現象をいう。この連鎖の問題を解明しない限り、どうすれば親の過ちを繰り返さずに済むのかが見えてこないからである。いつも連鎖が起こるわけではないが、どのようなばあいに連鎖が起こるかを調べれば、虐待がまた新たな虐待を生むこの連鎖を断つために、われわれが何をしなければならないかも見えてくるだろうからである。この論文では、このあたりの機序について明らかにしていきたい。したがって、以下では次のように論じることになる。

まず、第一章では、子ども虐待とはどのようなものであるのか、どんな影響を子どもに及ぼすのかについて、先行研究を踏まえて見ていく。

第二章では、「虐待の世代間連鎖」について、いくつかの事例を踏まえてその原因について考察し、世代間連鎖を断つために必要なことは何なのかを明らかにしていく。

第三章では、虐待先進国であるアメリカやイギリスを例にとって、欧米での虐待に関する取り組みを紹介する。

第四章ではわが国における子ども虐待への取り組みを、法律や制度の観点から簡単に紹介する。

第五章では、虐待の連鎖を断ちきるためには、これから先どのような取り組みをすべきなのか、今後の政策と課題を論じる。

以上より、この論文で虐待の連鎖を断ちきるために、虐待の加害者である親と被害者である子どもがどのようにケアされなければならないのか明らかにする。

少子高齢化の時代にあって、われわれはますます「希少価値」を増す次の時代を担う世代を、「児童虐待」という形で失うことがあってはならない。それはわれわれの社会を衰退へと導く、取り返しのつかない社会的ロスに他ならないからである。そのためには、是非とも「虐待の連鎖」を断つ方途を、われわれは探し求めねばならないのである。

(以上の修士論文要旨については、平成21年1月13日、15日に学務課大学院係に提出されたものをほぼ原文のまま掲載した。『彦根論叢』編集委員会)